

天喜四年四月二十三日東大寺境内殺害事件をめぐる二つの問題

一 犯人山村頼正の犯罪と追捕使源宗佐の武力編成

はじめに

小論は、私がこれまでですすめてきた国衙軍制研究の論点の一つである諸国追捕使の武力編成と武力行使の実態を、天喜四年（一〇五六）四月二十三日におこった東大寺境内潜伏中の犯人山村頼正子息殺害事件から具体的にとらえることを意図して準備を始めたものである。ところが準備をすすめていくなかで、山村頼正が犯した犯罪はいったい何だったのかということに興味をひかれ、その方面の調査をしていると意外な事実が明らかになった。それは十一世紀中葉の転換期の政治過程にも密接に関連してくることでもあった。

一、東大寺境内殺害事件

(1) 事件現場からの実況

次の史料は、天喜四年四月二十三日、「檢非違使序宣」（別当宣）を携えて東大寺境内に乱入した武装集団が、隠れていた犯人「頼正の子」を殺害して首級を持ち去った事件の様子を、宣命体の独得の文体で生々しく伝える「事発日記」である。

（増書）

「誓定日記案」

下向井 龍彦

天喜四年四月廿三日午時立日記 「案」

右、事発後、今日辰時許通以天、俄に寺中乃北乃岡より、甲冑蘭笠を著之、弓箭刀鉞を帯之天、騎兵歩兵等七八十人許出来天、北室乃馬道より、第二乃房を打囲天、或は歩手り馳騷天、声を高之天、喚叫不、此を聞天比房近辺乃者驚怖天、側ニ聞支、窃ニ見礼ハ、寺中乃人不可性思、是檢非違使乃序宣ニ依天、犯人を追捕須留也止云、而間房乃内手り頸を取天出来、相次天身置は繩を付天、鎮守二十五所乃岡引捨、如此間、専寺他寺乃上下諸人等、市を成氣、爰に寺中乃所司大衆、此由を陳せむと須留処爾、弓箭を以天諸僧等を射散之天、敢令進止須之天、件頸を隨身之天去之了奴、其後大衆集會之天、彼乃房を見礼は、血肉流散之天、仏像經論を悉久汚之、房乃隔等を打破天、敢其乃隠無、退天事乃子細を問尋礼は、件被害殺者は、此犯人頼正加子也、而を件乃房乃住僧を、事乃縁有天相知天、窃ニ通來間、窺來天殺害皆也止云々、但此次天被取たる物等、綿衣二領・袖衣一領・三重表衣一領・同裳一腰・甲袈裟一条・夏表衣一領・同裳一腰・五条袈裟一条・狩袴一腰・自余乃損失乃物、其数を不記、仍為後日記、

日記申

（署判略）

（東南院文書二ノ五 東大寺五師等日記案『平安遺文』七九七号）

この「事発日記」をできるだけ忠実に解読してみよう。事件は四月二十三日午前八時頃（辰時）発生した。突如東大寺境内「北の岡」から「甲冑蘭笠」を着け「弓箭刀鉞」を持った「騎兵歩兵等七八十人許」が

躍り出て、騎兵は「北室の馬道」を駆け抜け、歩兵はわめきながら走り寄ってきて、「東第二の房」を取り囲み、大声で犯人の名前を呼び求めた。この騒ぎを聞いて驚怖した「比房近辺の者」たちが耳をそばだて息をひそめて見守るなか、(武装集団の一人が)「寺中の人々よ！恐がらなくてもよい！われわれは『檢非違使庁宣』にもとづいて犯人を追捕しているのだ！」との口上を述べた。そのうちに武装集団の幾人かが房のなかから犯人の首級を持って出てきた。つづいて引き出した首のない身体に縄を付て「鎮守二十五所の岡」に投げ捨てた。この様子を「専寺大衆」がこの濫行の説明を求めようとしたところ、武装集団は弓箭を射つて「諸僧等」を威嚇し行動を封じておいて、犯人の首級をもって立ち去って行った。彼らが立ち去ったあと、「大衆」が集まって現場の「房」を見たところ、血肉が飛び散って仏像経論を汚し、「房内の隅」はめちやめちやに壊されていた。(「所司大衆」が)事件を調査した結果、殺害されたのは犯人山村頼正の子息ということがわかった。犯人頼正子息は、かねて「縁」のあった「東第二の房」の「住僧」を頼ってひそかにやって来てかくまわれていたのだが、それを察知した彼ら武装集団が追跡してきて殺害したものである。ただしこの追捕に乗じて奪い取られた財物は、綿衣二領・袖衣一領・三重表衣一領・同裳一腰・甲袷装一条・夏表衣一領・同裳一腰・五条袷装一条・狩袴一腰であり、そのほか損失物は多数にのぼった。

(2) 事件の処理をめぐる東大寺と政府

東大寺五師・所司らはこの内容を、十二時ごろ(午時)に「宣命体」で「事発日記」に書き取り、同日付けで、寺中に乱入し殺害斬首したことは不当である、このような場合、寺家に連絡して犯人を召進すべきである、とする抗議の訴状(「東大寺所司大衆等解」東南院文書二ノ五

『平安遺文』七九五号)を太政官に提出した。「事発日記」は訴状に添付して提出された(訴状に「副進日記一通」とある)。右に掲げたものは、東大寺側に残された「事発日記」案文である。一方、東大寺別当寛源は同日、東大寺俗別当(弁別当)太政官の東大寺担当事務官)で撰関家家司でもある左中弁平定親に急いで書状を送り、関白頼通に事件について伝えてほしい、詳細は従儀師聖好から(所司大衆等解および副進「事発日記」で)報告があるだろう、(境内侵入・殺害を犯した張本の)召問についてよろしく願いたい、との意向を伝えた(東南院文書二ノ五『平安遺文』七九六号)。

寺家からの抗議を受けた太政官は、五月三日付けで犯人をかくまった「房主」を召進するよう命じる官宣旨を寺家に下した(東南院文書二ノ五『平安遺文』七九九号)。五日、官宣旨を受け取った寺家は、宣旨に任せてすぐに房主僧を召進したいのだが、事件直後に逃走してしまっており、行方を尋ねても在所がわからない、宣旨を受けたのでいつそ真剣に捜して召進するつもりであるとの請文を、その日のうちに提出した(同東大寺請文案『平安遺文』八〇〇号)。一方、寺家では、この寺内侵入殺害事件に激怒した大衆らが集会し、寺家別当と檢非違使別当が同心していると、寺家別当の追放と檢非違使別当の流罪要求など八箇条の起請を立てて氣勢をあげたが(百卷本東大寺文書九五号『平安遺文』八〇一号)、具体的行動を起こすまでにはいたらなかった。

それから四ヶ月たった九月はじめ、再度、犯人隠宿房主の召進を要求する宣旨を受けた寺家は、宣旨にもとづいて尋進することを約束する請文を三日付けで提出した(東南院文書二ノ五『平安遺文』八一四号)。また十日には寺家の権上丞聖好が左中弁平定親に宛てて以下のような請文を出した。宣旨と殿下御教書を受けて大衆所司は中門に集会してかくまった房主僧を呼び出したが出てこなかった。その翌朝、房主僧は出頭して、昨日はよそへ行っていて参上しなかったが、政所大衆には恩義が

あるので今日帰ってきた。愚かにも犯人をかくまったので、捕らえられて朝廷へ引き出されたら罪は逃れようがないが、神のご加護があるので絶対にかくまったことを自供しないつもりだ、と言った。一方大衆らはかくまった房主僧がこのこ出て来たことは寺家にとって二重の大恥だと言っている。双方の言い分を殿下にそれとなく報告してほしい（同右『平安遺文』八一六号）。

さらに七ヶ月後の天喜五年四月十日、太政官はまたも寺家に対し、「先宣旨」によって犯人山村頼政（正）等をかくまった房主法師を召進せよと要求する「官宣旨」を下した（同右『平安遺文』八五六号）。寺家は房主法師を引き渡していなかったのである。また房主法師は山村頼正の子息だけでなく頼正その人もかくまっていたことがわかる。朝廷がなおも房主法師の召進を要求しているのは、頼正がまだ逮捕されていないからにちがいない。法師を勘問して頼正の行方を聞き出そうというのである。かの武装集団の襲撃のさい、頼正は脱出していったのだ。寺家は、朝廷の要求に対し、かの法師は「在所不定」の「浮雲」のごとき者だからすぐには召進できないのだと弁明しつつ、また重ねて宣旨で召進を命じられたからには今度こそ彼の在所を捜し当てて召進すると約束した（東大寺文書四ノ八八『平安遺文』八五七号）。しかしこれを最後に関連文書は途切れる。

以上が東大寺境内への武装集団乱入・犯人殺害事件と、その後の東大寺と朝廷の交渉の顛末である。

(3) 既往の研究と小論の課題

これまでこの事件からいくつかの重要な論点が注目されてきた。第一に、前掲史料は平安時代の検非違使を中心にした刑事手続きの一端である「事発日記」の典型例として注目され、滝川政次郎氏が論文「事発日記」（『法制史研究』六号）、「事発日記と問注状」（同『律令制及び

令外官の研究』法制史論叢第四冊 一九六七年）のなかで委曲を尽くして論じられている。

第二に、寺院境内のアジール性である。平泉澄はその著『中世における社寺と社会との関係』（至文堂 一九二五年）のなかで寺院のアジール性を確認できる早い事例としてこの事件をあげている。本来、官憲は「別当宣」にもとづいていようが寺院境内に立ち入ってはならず、寺家に「召進」を求めることができたのであつた。公験文書でも土地台帳でもないこの事件についての一件文書が東大寺に伝存したのは、東大寺が境内のアジール性を主張する根拠として、この一件文書をとくに重要視したからであろう。

第三に、「検非違使庁宣」（別当宣）にもとづく犯人追捕の武力構成についてである。「事発日記」には「甲冑蘭笠を著之、弓箭刀鉞を帯之、騎兵歩兵等七八十人許」と非常に具体的に記述されており、この記述から、後で詳しく紹介するように上横手雅敬・森田佛両氏は、検非違使が京外に派遣されるべき「武士団」的武力構成をとっていたことを指摘された。この武装集団が検非違使の武力であることについては研究者の間では共通認識になっていると思う。本稿はもともと、この問題について再検討を加えることを課題に始めたものであつた。

さて、この事件について検討を加えていくなかで、いったい犯人山村頼正はどのような犯罪を犯して逃走・潜伏していたのか、という疑問が次第に大きくなっていった。アジール東大寺に侵入してまで追捕しようとする執念、東大寺の抗議にまったく答えようともせず執拗にかくまった房主の「召進」を要求する政府と寺家側ののらりくらりとした非協力的な姿勢。山村頼正は「犯人」と冠されているだけであるが、それは天喜四年の時点で「犯人山村頼正」といえば、京・南都あたりでは「ああ、あの事件の」と、誰もが知っている有名な事件の犯人だったからにちがいない。かくまった房主と山村頼正の「縁」はどのようなものだったの

か？房主引渡しをめぐる政府と東大寺の緊張関係は、十一世紀中葉という時代状況と何等かの関係があるのか？山村頼正の事件そのものを解明することによって得られる知見はきわめて多い。小論の一つめの課題は、犯人山村頼正が逃亡潜伏せざるをえなくなった彼が犯した犯罪について追究していくことである。

小論の二つめの課題は、犯人追捕の武力の性格を再検討することである。これまでいわれてきたように侵入した武力集団は検非違使の武力だったのか？またその武装集団は「武士団」なのか？たしかに侵入した武力集団の「甲冑蘭笠を著え、弓箭刀鉞を帯え、騎兵歩兵等七八十人許」という具体性と、「別当宣」を高らかに掲げての侵入・追捕の正当性の告知、首級をあげての退去、財物略奪という追捕行為の生々しきは注目を引く。たんに検非違使か否か、「武士団」かどうかではなく、「別当宣」が追捕活動・武力編成にどのような役割を果たしたのか、犯人山村頼正の犯した事件の重大性とアジール侵入と武力編成がどのように関連しているのか、というような視点から、武力編成の問題を再検討しなければならぬ。

二、犯人山村頼正が犯した「重大な犯罪」とは何か

(1) 黒田荘天喜事件をめぐる相論のなかで

東大寺へ武装集団が乱入した目的は、「重大な犯罪」を犯した犯人山村頼正の逮捕であった。山村頼正の犯した「重大な犯罪」とはいったいどのようなものだったのだろうか。

天喜元年（一〇五三）に伊賀国司がおこなった新立荘園停止に端を発する黒田荘をめぐる国衙と東大寺の紛争過程で、同三年二月、黒田荘に入部した新任国司小野守経とその随員に対し荘住民が矢を射かけて追

返す事件が起こった。いわゆる天喜事件である。この事件について守経が東大寺別当に宛てた抗議の書状のなかに、犯人山村頼正の追捕のことがみえる。すなわち、守経は春になって（三月か）太政官に黒田荘民の暴力行為を訴えたが裁定はなかなか下らず、五月上旬に事件の証人として在庁官人らを召進せよとあたかも罪人を召進するかのようによに検非違使庁使が責めたててきた。農節を過ぎた六月中旬になって在庁官人七人を選んで使庁に出頭させたところ、数カ月たってようやく在庁官人の尋問が済んだだけであった。そして黒田荘民五、六人の尋問に取り掛かろうとした矢先に、犯人山村頼正追捕の一件がおこり、検非違使官人たちは追捕のために各地に分散し、九月中旬になってやっと帰京してきた。在庁官人たちは百日ばかり無駄に足止めされることになった、という（東大寺文書四ノ八 天喜三年十月九日伊賀守小野守経請文『平安遺文』七三二号）。

この伊賀国司小野守経書状の記述から、天喜三年（一〇五五）八月のころ、京外に逃亡した犯人山村頼正を追捕するため、検非違使があわただしく各地に出動し、伊賀国と東大寺との黒田荘をめぐる相論の証人尋問は中断してしまったこと、検非違使たちは九月中旬になって帰京したことがわかる。山村頼正は、潜伏中の東大寺で武装集団に襲撃された天喜四年四月から遡ること八ヶ月前、京都を脱出して逃走したのである。

継続中の裁判を中断せざるをえなくなるということは、検非違使スタッフがほほ根こそぎ出動したということであり、ここにも山村頼正の犯罪の重大性が見て取れるが、検非違使庁あげての出動であったにもかかわらず、山村頼正はこのとき探索の手を逃れることに成功し、「縁」を求めて東大寺住僧のもとに身を寄せたのである。

天喜四年四月、「別当宣」をふりかざした武装集団の奇襲によって息子は斬首されたが、頼正はからくも難を逃れ、逃走した。検非違使庁がからっぽになるほどの大がかりな追捕、アジールである東大寺境内に侵

入してまで追捕しようとする執念、二年たつてなお探索が続けられる執拗さは、犯人頼正が犯した罪科がただ事ではなかったことをうかがわせるものである。いったい頼正は何をしたのか？

(2) 天喜三年三月十八日、後冷泉天皇刃傷未遂事件

頼正が京外に逃亡した天喜三年に京中でおこった重大犯罪を探してみると、『百練抄』天喜三年三月十八日条のつぎの記事が目を引く。

犯人籠藏人町、藏人右兵衛尉源齊頼揚得之、仍蒙使宣旨、郎從源初・小野幸任同給宣、件犯人左少將忠俊雑色也、或記云、件犯人抜刀近龍顔、欲奉危国家云々、土記云、抜刀者走入藏人町云々、

左近衛少將忠俊の雑色が抜刀して後冷泉天皇に切りかかり、失敗して藏人町に逃げ込んだところを、藏人右兵衛尉源齊頼に追捕されたというのである。文中にみえる『土記』は、当時権大納言であつた源師房の日記『土右記』である。忠俊は、『尊卑分脈』を引いてみると藤原隆家孫で「安芸守 従四下」の「忠俊」に該当するであろう。彼は、『定家朝臣記』天喜三年三月二十四日条によれば、事件の六日後の二十四日、石清水臨時祭で殿上舞人を勤めている。齊頼は、清和源氏滿政次男忠隆の長男で、源頼義が鎮守府將軍に任せられたとき、同時に出羽守に任せられた武士である。齊頼はこのときの追捕賞によって檢非違使に任じられたが、この補任はながく追捕賞によって使宣旨を蒙る先例とされている（『中右記』長治元年七月九日条）。『百練抄』に「郎從」とある二人は、『扶桑略記』では「瀧口」とみえ、追捕賞として源初は右兵衛尉、小野幸任は右馬允に任官したとする。

具体的な史料を欠くので事件の詳細はよくわからないが、忠俊は、左近衛少將として宮中での儀式に参列し、宮中左近衛陣の警衛の任につく

立場にあり、同時に殿上人でもあつたから天皇の側近くで宿直・椀飯などを奉仕していた。近衛少將には隨身として近衛舍人二名が宛てられており、犯人の「左少將忠俊雑色」とは、少將に給与された隨身の近衛舍人であつた可能性が高い。

事件は三月十八日、石清水臨時祭は二十四日（中午日）である。天皇が清涼殿で祭使の行列と舞を閲覽する試案が臨時祭の二日前に、舞の練習である調案が試案の三十日前から行われた。左近衛少將忠俊は調案のため連日、内裏桂芳坊の案所に出仕し舞の練習にはげんでいた。事件の犯人の忠俊雑色は、調案に参加する忠俊に付き従つて連日参内していたのであろう。このようななかで忠俊雑色が天皇にいきなり抜刀して切りつけるという衝撃的な事件がおこつたのである。この事件の犯人忠俊雑色が犯人山村頼正なのだろうか。そのためには山村頼正がどのような人物なのか、できうるかぎり彼の实像に近づかなければならない。

(3) 山村氏の性格

山村頼正は、東大寺に大仏供白米を負担する大田犬丸名の負名で案所に所属する山村氏の一族とみてまちがいあるまい。以下、稻垣泰彦氏『日本中世社会史論』第一「初期名田の構造」第二章（補説）「山村氏について」（東大出版会 一九八一年）、荻美津夫氏『平安朝音楽制度史』第四章第二節二「多氏と山村氏」（吉川弘文館 一九九四年）を手掛かりに、山村頼正の実像に迫ってみよう。

山村氏は第一に、多氏・狛氏とならぶ案所楽人の家系であり、案所系図には頼正の名はみえないが、やや後の時代の人物に「正吉」「正連」「光正」など「正」を实名のなかに含むものがある。半世紀ほどまえの長保三年（一〇〇一）には山村兼正なる人物が添上郡福智郷の官米を東大寺に納入し（『平安遺文』四五九六号）、寛治六年（一〇九二）ころ、筑前観世音寺楽頭山村助正がみえる（『平安遺文』一三一〇号）。また

楽所系図には衛府官人の肩書をもつものが非常に多い。山村頼正が近衛舍人であったとすれば、左近衛少将忠俊の隨身となることもありえたであろうし、宮廷の節会・饗宴の場で楽人・舞人として舞楽を奉仕する機会もあったであろう。石清水八幡宮臨時祭で主人忠俊が舞人に選ばれたからには、忠俊の舞を指導することにもなる。まったくの想像であるが、後冷泉天皇が調業を見物する機会があったとして、忠俊の舞、あるいは頼正の指導に対して、頼正のブライドを深く傷つける言動があったとしよう。逆上した頼正が白刃を振りかざして天皇に切りかかるという場面が浮かんでくるのである。

山村氏は第二に、東大寺と密接な関係を有していた。山村氏は大和国広瀬郡大田丸名の「負名」であった。大田丸名主山村氏は、右方楽人として東大寺の法会に舞楽を奉仕していた関係からであろう、永承元年（一〇四六）ごろから東大寺に大仏供白米を納入する「負名」に連年指定されていたが、天喜二年（一〇五四）、大和国に反別一斗の白米免田三十六町が設定されたさい、うち六町分（浮免）が大田丸名に割り当てられ、承保三年（一〇七六）には、官物三斗を加えて白米免田十一町が定免化し、東大寺領小東荘となっていた。十一世紀中葉は、太政官・国司の主導のもとで荘園整理政策が積極的に行われるようになった時期であるが、荘園整理政策に対抗して寺社権門側は、それまでの国衙との関係で既得権化していた国免部分の荘園化をめざし、一方では国衙の使者の入部を実力で阻止し、他方で太政官に国衙の不当性を訴えて相論を展開するようになった。先述した伊賀国黒田荘をめぐる東大寺と伊賀国司の間の天喜事件とその後の相論はその初期の事例である。東大寺は大和国内では大仏供白米など国衙からの取得権を特定の「負名」に固定し、荘園化する動きに乗り出していった。大田丸名はその重点「負名」であり、山村氏は東大寺の動きに積極的に協力して国衙からの離脱をめざしていたのであろう。このように東大寺と山村氏は深い絆で結ば

れていたものであり、「謀反」罪を犯した山村頼正が、その「縁」を頼つて庇護を求めてきたとき、東大寺には彼をかくまうべき理由があったのである。

山村氏は第三に、武士的性格もあわせもっていた。治安四年（一〇二七）、山村真助宿禰が興福寺宿院饗頭藤原為茂を襲撃する事件を引き起こしており（『平安遺文』四九五号）、康和二年（一一〇〇）には山村正連が一族とともに多資忠を殺害し禁獄・配流される事件を起こした（『楽所系図』）。楽人が同時に武士的な側面を有しているという例として、源則遠の養子となって白河院の北面武士になっていた本姓狛氏の源則康が、「伶人之役」を勤めるために本姓に復したこと（『本朝世紀』康治二年十二月三十日条）をあげることができる。ともすれば軟弱で繊細な印象をあたえがちな舞人・楽人である山村頼正は、一面で武士的性格を有していたのであり、彼が天皇に抜刀して切りかかるという大胆で粗暴な行為に及んだのもその武士的性格によるものであろう。

（4）後冷泉天皇刃傷未遂事件の犯人は山村頼正だ！

以上の推理から、後冷泉天皇を斬ろうとした犯人近衛少将忠俊の雑色人が逮捕されたのは三月であり、犯人山村頼正逮捕のために検非違使が京外に分散出動したのは七・八月であった。この時期のズレは、ふたつの事件が相互に無関係であったことを語っているようでもある。そうであるなら私のこれまでの考証もまったくの無駄骨だったということになる。しかし私は次のようにこの難点を切り抜けた。すなわち三月に蔵人源音頼にいったん逮捕された頼正は、獄所に禁じられていたが、その後七・八月のある日、脱獄・逃亡したとみるのである。天喜事件の審理を中断しなければならなくなるほどだから、検非違使のほとんど全員が京外に分散出動したのである。検非違使のあわてふためきぶりが想像さ

れるとともに、断じて逮捕しなければならぬ使命感さえ伝わってくる。抜刀して天皇に斬りかかったというのは、事情がどのようなものであれ尋常なことではない。「百練抄」所引「或記」が「欲奉危国家」と記しているように、明らかに「謀反」である。その謀反人が脱獄して行方をくらましたのだから、検非違使の探索が厳しいのは当然であろう。

当時の脱獄の事例を精査したわけではないが、獄の管理体制がずさんであったことはすでに指摘されており（上杉和彦『日本中世法体系成立史論』第八章「京中獄所の構造と特質」校倉書房一九八六年）、脱獄はそれほど困難なことではなかったにちがいない。一つだけ事例をあげれば、長元四年（一〇三一）正月、脱獄逃亡した壬生頼平を、看督長清原兼時が「斤移文」を携えて伊賀国阿拝郡に下向して合戦のすえ斬首し、使庁に進上している（『平安遺文』五二〇号）。

あらためて東大寺境内殺害事件の真相を整理しておこう。天喜三年三月に追捕禁獄された天皇刃傷事件の犯人山村頼正は、同年七・八月ごろ脱獄して東大寺境内の房主にかくまわれていた。密かに情報を集めてこのことを知った人物が、犯人頼正追捕を命じる「別当宣」を根拠に早朝から（前夜から）武装集団を率いて東大寺境内に忍び込み、辰時を期して房めざしていき突き突入した。しかしめざす頼正は間一髪難を逃れ、武装集団は頼正子息の首級をあげただけで、ひきあげていった。

三、東大寺境内で犯人を殺害した武装集団の実態

（一）犯人殺害者は検非違使ではなく大和国追捕使だった
 「事発日記」に、「甲冑蘭笠」を着け「弓箭刀鉞」をもった「騎兵歩兵等七八十人許」と記された、頼正子息を斬殺した武装集団について、私はここまでずっとわざと「武装集団」と記してきた。いよいよこの武装集団の実態について考えてみよう。

これまで、この武装集団について、「検非違使庁宣」（別当宣）を振りかざしていることから、検非違使の武力であるとみなされてきた。代表的な研究を二つ紹介すると、上横手雅敬氏は、「検非違使による犯人追捕の実情を知る貴重な史料」「宣命体の独得の文体が、生々しく検非違使の侵入を描いている。この頃の検非違使の地方派遣としては、最も大規模なものであり、東大寺への侵入という大事件であるだけに、とくに検非違使の特派を見たものと思われるが、その人的構成や装備は、武士団のそれに似ており、（尉を筆頭に、志・府生・看督長・火長・従を含む十数名程度の集団という）『朝野群載』の記事から描かれるイメージとはややかけ離れたものがある」（上横手雅敬「平安中期の警察制度」竹内理三還暦論集『律令国家と貴族社会』吉川弘文館一九六九年）と述べておられる。

一方、森田悌氏は、「犯人を追捕して検非違使官人が東大寺へ乱入」「ここにもみる検非違使の人的構成と装備について、上横手氏は武士団のそれに類し『朝野群載』にみる検非違使のイメージとややかけ離れていると述べたが、（検非違使官人が官給の火長を従えるだけでなく、自己の郎等・従者をも引率していたという）追捕に当る検非違使のあり方からすれば、極めて相応しい追捕行動であると思われる。弁官宣旨等の正式の公文書に記載された者に既に火長とともに官人の郎等・従者がみられ、さらに記載された者に限らず郎等・従者を引率していた可能性があるからである」（森田悌『平安時代政治使研究』第三部第二章「撰関期における検非違使」吉川弘文館一九七八年）と述べておられる。

以上のように、上横手・森田両氏ともにこの事例を検非違使の武力とみているのであるが、上横手氏は検非違使本来の追捕活動のさいの人的構成と異なって武士団のような人的構成・装備であることに違和感を感じておられ、森田氏は、この事例をもとに検非違使が郎等・従者を引率して行うのが本来の追捕活動であったとみておられるのである。

ところが『東大寺別当次第』（巻六十七 権大僧都覚深）には次の記事がある。

四年四月廿三日、犯人国正隠居北堂馬道東第二房西小子房、国追捕使源宗佐密入殺之、

天喜四年四月二十三日という「事発日記」の日付との一致、「事発日記」の「北堂乃馬道より、東第二房」と「別当次第」の「北堂馬道東第二房」の一致、「事発日記」の「俄」^二と「別当次第」の「密」の類似から、同一の事件についての記事と断定できる。『史料綜覧』（第二）同日条でも「検非違使源宗佐、犯人国正（姓闕ク、）ヲ東大寺ノ房舎ニ捕ヘテ之ヲ殺ス」とし、出典として『別当次第』『正倉院文書』（『東南院文書』）を掲げている。『別当次第』の記事から、武装集団に殺害された山村頼正子息が「国正」であったこと、武装集団の中心人物が「国追捕使源宗佐」であったことが判明する。上横手・森田両氏が検非違使とし、『別当次第』を引見した『史料綜覧』編者さえ検非違使とみた武装集団は、実は大和国追捕使率いる武装集団だったのである。上横手氏が覚えた違和感は当たっていたのである。

大和国追捕使の実例として、応和二年（九六二）十二月に巨勢忠明（補任）、寛和三年（九八七）四月に伴晴生（東大寺に侵入した盗人の逮捕）、長保元年（九九九）八月に姓名不詳（国使殺害犯人集団の逮捕）、寛仁二年（一〇一八）に姓不詳正満（闘乱事件について興福寺への事情聴取の使者）と、ここでの源宗佐をあげることができる（「諸国押領使・追捕使史料集成」『広島大学文学部紀要』四五巻 一九八六年）。

国追捕使についての詳細は、拙稿「王朝国家国衙軍制の構造と展開」（『史学研究』一五一号 一九八一年）、同「押領使・追捕使の諸類

型」（『ヒストリア』九七号 一九八二年）などを参照していただきたいが、最低限、必要な事柄を述べれば、（1）国追捕使は、国押領使と同様、国司が国内有力武士のなかから「国解」によって推挙し、「官符」によって任命が認められる、一国単位の「凶党」追捕機関・軍事指揮官である。（2）国追捕使・国押領使ともに、「追捕官符」を受けた国司の指令にもとづいて軍事動員を行い、「凶党」集団を追捕する。追捕した「凶党」集団の首級・身柄は、国司に引渡し、国司が捜査記録（勘札日記）とともに首級・身柄を太政官（検非違使）に進上する。

（3）国押領使が東国・山陰道・西海道諸国に多く分布するのに対し、国追捕使は、畿内近国・山陽道・南海道諸国に多く分布する。国押領使と国追捕使が同一国に同時に存在することは基本的にない。

ここで問題になるのは、本来、国司の指揮下にあるはずの大和国追捕使源宗佐が「寺中の人！怪しむな！これは『検非違使の庁宣』（別当宣）にもとづいて犯人を追捕しているのだ！」と寺内の人々に大声で告知していることである。おそらくやうやくやく革袋のなかから「別当宣」を取り出し、大げさな仕草で見せながらであったろう。一般に国追捕使は「追捕官符」を受けた国司の指令によって追捕活動を行うものであるが、ここで大和国追捕使源宗佐が東大寺境内に侵入し、追捕活動をする正当性の根拠は「別当宣」にあったのである。

そこで「別当宣」によって国追捕使が行動するようがあるのかどうか、実例によって確かめてみよう。長保元年（九九九）閏三月十日に故太皇太后宮領大和国野辺園屋一宇が納稻もろとも焼亡した事件で、藤原最実らの訴えによって放火の嫌疑をかけられた木上正行が、怒って山城国藤原不善輩を誘い諸光なる人物に最実らを殺害させようとしていると伊賀為頼が検非違使庁に訴えた。訴えを受けた検非違使は、翌年三月二日「別当宣」によって山城国追捕使播美相奉らに事の真偽を実検し、正行・諸光らを捕進せよと命じた。奉者は左衛門権少尉安倍信行であっ

た（三条家本北山抄裏文書 『平安遺文』補七号）。また長久四年（一〇四三）七月十三日、看督長水田某が追捕使則高が進上した請文を使庁政所に提出し、仰せにしたがつて任務を遂行するむね報告している（九条家本延喜式卷十二裏文書 『平安遺文』六〇六号）。ここにみえる追捕使則高請文は、「別当宣」を受けて罪人の勘札・捕進を命じられた某国追捕使からの復命書とみるべきであろう。本来、太政官・国司の指揮系統にあり「国解」↓「追捕官符」で追捕活動するはずの国追捕使が、畿内近国では、直接、「別当宣」を受けて活動する場合があったのである。それは、先の事例のように使庁に直接訴えてきた事件に対する追捕勘札指令や、京中犯人や獄囚が京外に逃亡した場合の緊急追捕指令においてであろう。後者の場合、たとえば永祚元年（九八九）四月一日、藤原文信が金峯山参詣からの帰途、敵に斬られ重傷を負った事件で、五日後、伊賀国追捕使（姓不詳）以忠朝臣が犯人安倍正国を捕獲進上し、検非違使藤原惟風がこれを受け取っている（『小右記』永祚元年四月四日条〜七日条）。この場合も「追捕」を命じる「別当宣」を受けた伊賀国追捕使が捕進したものであろう。京外に逃亡した犯人山村頼正子息国正を、「別当宣」を受けた大和国追捕使源宗佐が斬首進上したという本稿で問題にしている事件とよく似たケースである。

追捕使源宗佐が正当性の根拠とした「別当宣」は、そうだとすれば、東大寺境内に侵入して斬首した時点より一年も前の、犯人頼正が脱獄逃走した天喜三年七・八月に受けた「別当宣」ということになる。

(2) 大和国追捕使源宗佐と「騎兵歩兵等七八十人」との関係
 ようやく本稿を準備しようと思立った本来の課題にたどりついた。すなわち大和国追捕使源宗佐率いる「騎兵歩兵等七八十人許」がどのような関係にもとづいて編成された武装集団だったのか、という問題である。上横手・森田両氏は、この武装集団を自己の郎等・従者からなる武

士団とされた。はたしてそうだろうか。もとより誇張はあろうが「七八十人」といわれるほどの私的主従関係で結ばれた郎等集団をかかえる武士の存在を、十一世紀の大和国で想定できるだろうか。

当時の大和国でもっとも有力な武士は、源頼親とその子息たちであったと思われるが、彼らとて「七八十人」もの郎等集団をかかえていたとは思えない。たとえば、寛仁元年（一〇一七）三月十一日、頼親の指示によって京内六角小路・富小路の間の清原致信宅を襲撃し、彼を殺害した頼親郎等集団の構成は、「乗馬兵七八騎・歩者十人許」であった（『御堂関白記』）。もちろん京邸を拠点に動かせる郎等集団と在地における動員能力とは違うであろうが、受領を歴任する貴族的武士である

源頼親にして、所詮、この程度の私的郎等集団なのである。しかも頼親は永承五年（一〇五〇）に興福寺の訴えによって土佐に、次男頼房は隠岐に配流されていたのである（『日本紀略』永承五年正月二十五日条）。しかし大和国追捕使源宗佐と「騎兵歩兵等七八十人」の関係を私的主従関係によって結ばれた郎等集団とはじめからきめてかかる必要はまったくなく、むしろ追捕使源宗佐がいかにして「七八十人」の武装集団を集めたのかを問題にすべきなのである。

追捕使源宗佐は、「別当宣」をふりかざしてアジュール東大寺境内に乱入した。この「別当宣」にもとづく犯人追捕活動そのものが武装集団編成に果たす役割を重視すべきである。山村頼正が後冷泉天皇を切りつけようとした犯人に間違ひなければ、最初に犯人頼正を逮捕した蔵人右兵衛尉源斎頼は恩賞として検非違使宣旨を蒙り、彼の郎従源初・小野幸任もそれぞれ官職に任命された。「別当宣」や「追捕官符」にもとづく犯人追捕には恩賞として官職・位階が約束されているのである。追捕使源宗佐が「別当宣」を受けて一年以上もたつのに、なおも執拗に犯人頼正を探索し続けていたのは、けっして与えられた任務を遂行しようとする義務感からではなかった。天皇をあやめようとした「謀反人」の「追捕」

である。うまく逮捕または殺害斬首すれば破格の位階・官職の恩賞に預かれる。宗佐の執拗な探索は、徹頭徹尾このような功名心からであった。宗佐の催促に「七八十人」もの「騎兵歩兵」が応じたのも、このような恩賞への配分に預かるうとする功名心からである。いったん受けた「追捕」を命じる「別当宣」は、犯人逮捕のライセンスであり位階・官職の引換券であった。国追捕使源宗佐が一年以上にわたって「別当宣」を持ち続けていたのはそのためである。逆にいったん「別当宣」「追捕官符」によって指名手配された犯人は、恩赦などで無効とされない限り、いつまでも逃走・潜伏し続けなければならぬことになる。

このような「別当宣」・「追捕官符」(にもとづく国司の下知)が国追捕使に排他的・限定的に与えられるとすれば、国追捕使は国内での犯人追捕権と恩賞獲得チャンスを独占していることになる。国内の武士たちは、正当に武芸を発揮しようとすれば、また恩賞獲得チャンスを預かりたければ、国追捕使の催促に応じ、国追捕使の指揮のもとで行動せざるをえない。「別当宣」が、特定の追捕活動において、国追捕使のもとに国内武士を一個の戦闘集団として結集させる機能を果たしたのである。「別当宣」にもとづく宗佐の追捕活動のなかで、犯人が潜伏していた房内の「綿衣二領・細衣一領・三重表衣一領・同裳一腰・甲袷装一条・夏表衣一領・同裳一腰・五条袷装一条・狩袴一腰」などの財物が略取された。これらは房内に踏み込んだ武装集団が、先を争って略奪したものである。追捕活動において犯人に関わる財物を公然と略奪することが許容されていたのである。財物略奪に加わること、これが「騎兵歩兵等」が宗佐の催促に集まってきた一つの理由である。十一世紀後半以降、一国平均役や公郷在家役を対捍する百姓に対し、国使・郡司らが百姓宅を破却し私財を略奪する強制執行のことを「追捕」と称するようになるが、その語源はこのあたりにあるのではなからうか。

それでは大和国追捕使源宗佐はどのようにして「騎兵歩兵等七八十

人」を集めたのだろうか。拙稿「王朝国家国衙軍制の構造と展開」(前掲)で明らかにしたように「廻文(めぐらしぶみ)」をつかったのである。国衙と国追捕使の手元には国内武士交名(武士の名簿)が保管されていたと推定される。追捕使宗佐は、その「国内武士交名」に登載された国内武士のもとに、①「別当宣」にもとづいて犯人山村頼正追捕を行うこと、②頼正を追捕または斬首した勲功者には破格の恩賞が約束されていること、③集合日時・集合地点、などを記載した「廻文」を順次回覧して参加・不参加を確認し、破格の恩賞を期待して指定した日時・場所に集まった国内武士たちを率いて東大寺に侵入したのである。「騎兵歩兵七八十人」の「騎兵」は、追捕使宗佐から直接催促された「国内武士」とその「乗馬の郎等」で、「歩兵」は国内武士とその郎等に仕える「下人所従」ではなかったか。

平安中後期の地方武士は、一国規模で主従制的に編成・結合された強固な組織を有してはいない。ましてや土地給与によって媒介された軍事的な主従関係が広範に展開する余地などあろうはずがない。国内武士は相互に独立した存在で、血縁関係や利害関係によってきわめて流動的に同盟・敵対する関係であったと思われる。そのような国内武士が一個の戦闘組織に編成される唯一の機会が、「追討宣旨」「追捕官符」「別当宣」にもとづく国家的追討追捕活動だったのである。「追討宣旨」「追捕官符」「別当宣」にもとづく国家的追討追捕活動では、勲功次第で通常の昇進コースでは到底ありつけない位階・官職を恩賞として給与された。被追捕者(謀反人・殺害犯)が所持していた国衙内の在庁諸職・郡司郷司職や私領は収公され、勲功者に恩賞として分配されたであろうし、被追捕者の財物の掠奪・分配は黙認されていた。このような「追討宣旨」「追捕官符」にもとづく追捕活動に媒介された棟梁的武士と国内一般武士の指揮関係が、武士の軍事的な主従制の源流とみるべきなのである。

(一九九八年九月三〇日成稿)